

事務連絡
令和2年12月28日

各都道府県・保健所設置市
自動車リサイクル法管部局 御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年経済産業省・環境省令第5号。以下「改正省令」という。）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたので、その改正の趣旨、内容等について、下記のとおりお知らせする。

貴職におかれでは、その趣旨を理解した上で、その運用に遗漏なきを期されたい。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※1）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とこととされている。

これを踏まえ、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「施行規則」という。）その他の経済産業省・環境省関係省令の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続の押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。以下単に「押印」という。）を不要とすることとした。

なお、これまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、各省令における手続の性質を踏まえ、以下に記載するような押印が求められている趣旨を代替する手段（※2）等によって確認することとされたい。

（※1）「見直し対象手続」とは、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。

（※2）押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような例が考えられ

る。

- ・継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- ・本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることが考えられる）
- ・ID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真の電子ファイルでの添付
- ・他の添付書類による本人確認
- ・電話やウェブ会議等による本人確認
- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
- ・実地調査等の機会における確認

2 改正の内容

施行規則その他の経済産業省・環境省関係省令の様式で事業者等に対して押印を求めている手続等の押印について、押印を廃止する改正を行うとともに、当該改正に伴う所要の規定の整備を行った。

3 経過措置について

（1）書類に関する経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととした。

（2）様式に関する経過措置

改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することとした。